

投資奨励委員会事務局 告示

P-13 / 仏暦 2543 年 (2000 年)

件名 研究および開発事業範囲の規定

仏暦 2543 年 (2000 年) 8 月 1 日付け、投資奨励業種、規模、条件に関する件、仏暦 2543 年 2 号、投資委員会布告が発令されたことに関し、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 13 条および 16 条に基づく権限により、事務局は、仏暦 2543 年、9 月 22 日、投資委員会の同意を受け、布告末尾の業種表の業種 7. 12 による研究および開発事業の範囲を定めることを必要と見なした。以下のとおりである。

1. 基礎研究 (Basic Research) とは、自然の組成基盤および事実から新たな知識を探求する理論あるいは実行を意味し、応用については言及しないが、
開始されるもの。

2. 応用研究 (Applied Research) とは、新たな知識を探求するための研究であるが、特定の応用を図るために、業務上の目的を設定しているものである。

3. 試験開発 (Experimental Development) とは、研究あるいは経験および、
の発明の目的を持った前述の行為により、存在し
組織的な仕事であり、より一層の効益をもたらすた
なサービスの設立、あるいは、すでに製造されて
資材の生産、製造、新規
ている新知識による、組
めに、工程、組織、新た
いるものの改良までを含
むものとする。

前記の 1 項から 3 項により、奨励申請を提出するプロジェクトは、研究開発のスコープに関して、詳細を提示しなくてはならない。サービスの享受者、研究開発に使用する設備および道具、プロジェクトに従う研究者の数、研究者の学歴および経験を含む。

これらに関しては、この告示以後、適用となる。

告示日 仏暦 2543 年 (2000 年) 11 月 22 日

署名 スタポン・カウイターノン

投資委員長官